

# 第1回会合における主な議論について

# 第1回会合における主な議論について

## 1 監査制度について

- 内部と外部の監査機能について
- 監査機能の整理について
- 人材の専門性と監査の基準について
- 監査主体の権限と責任について

## 2 財務会計制度について

- 予算の単年度主義と区分経理について
- 国庫補助事業の問題について
- その他財務会計に係る課題について

# 1 監査制度について

## 内部と外部の監査機能について

- 外部の監査が担う部分と、内部統制が担う部分と分けるという観点から議論を進めるべきではないか。
- 不適正経理が起こらないようにしていくためには、内部統制体制の構築と外部の厳しいチェックを受ける仕組みが重要なのではないか。
- 日々の会計業務について適正な処理を確保する仕組みを整えておかないと、監査によるチェックも困難なものとなるのではないか。また、その際、会計管理者の役割をどのように考えるか。
- 個人的な不正行為にとどまらない組織的・慣習的な不適正経理に対しては、より重層的なチェックの仕組みとする必要があるのではないか。

## 監査機能の整理について

- 監査といっても、不適正行為や違法行為のチェックをするもの、有効性・経済性・効率性の観点から行うものなどがある。議論にあたっては、まずは、監査機能についての概念を整理することが必要なのではないか。



- 監査には、不正摘発の機能と健全な財政運営のための評価機能がある。後者については、予算査定や、最近では、事業仕分けなどもある。監査委員等に業績監査を担わせることは、行政コストの観点から重複しているのではないか。
- 実際の監査の内容を見ると、各団体でバラバラである。単なる計数合わせだけのものもあるし、あるいはこの支出がどうかという視点で見ている場合もある。この点をより突き詰めて検討していくべきではないか。
- 包括外部監査においては、財務監査を行うこととされているが、実態としては、限りなく業績監査に近いことをやっているのが実情ではないか。

## 人材の専門性と監査基準について

- 不適正経理問題の原因の1つが人材不足。監査の基本的な手法を身につけていないから監査が有効に機能していないのではないか。行財政と財務会計について一定の能力を認定された者が監査を担うよう、資格制度の創設を検討するべきではないか。



- 公認会計士を地方公共団体の監査に活用することについては、民間企業が複式簿記であることを前提に、一定の会計基準があり、その上で業務を行っていることに留意すべきではないか。
- 公認会計士等の専門性と地方公共団体の会計処理のチェック機能とは必ずしも結びつかないのではないか。ある程度事業に精通する者が対応する必要があるのではないか。
- 監査を担う人材のプールと金銭的成本の問題にも留意すべきではないか。

## 監査主体の権限と責任について

- 例えば「預け」を摘発するためには、内部帳票の確認等に加えて、納入業者の帳簿との突き合わせなどが必要。この点、会計検査院には強制調査権があるが、現行の監査委員あるいは事務局の権限は十分かどうか検討を要するのではないか。
- 監査委員等の責任とインセンティブをどのように考えるか。民法上の不法行為責任（損害賠償責任）で十分な責任あるいはインセンティブといえるか。

## 2 財務会計制度について

### 予算の単年度主義と区分経理について

- 厳格な予算の単年度主義と予算の流用についての硬直性が、無理な執行を強いる結果となっているのではないか。建前上は繰り越しが可能であるとされているが、執行段階では繰り越しを嫌がる傾向があるのではないか。

### 国庫補助事業の問題について

- 地方公共団体では国庫補助事業と単独事業の区分をしながらの執行を強いられており、特に補助対象経費が不明確であることなどが不適正経理を誘発しているのではないか。
- 国庫補助事業では、補助金申請に一定の精度が要求され、また、交付決定以降でなければ執行ができないため、短期間に無理やり事務費を消化するといったような、補助金の仕組みに起因した問題が発生しているのではないか。

### その他財務会計に係る課題について

- 地方公共団体は、基本的には同様の仕組みで会計処理を行っているのであるから、ITを活用して会計処理のシステムを共通化するべきではないか。
- 地方公共団体の財務会計における発生主義については、その位置づけや意義について、議論する必要があるのではないか。